

豊情個審答申第48号
平成30年(2018年)9月12日

豊中市長
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求に係る取扱い
について(答申)

平成29年10月3日付け諮問第42号により諮問を受けた豊中市情報公開
条例に基づく行政文書の開示の請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申
します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「水道引込管の占用の更新の申請書一切ただし（H27-Wa0018）の申請書を除」に係る行政文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成29年8月23日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「水道引込管の占用の更新の申請書一切ただし（H27-Wa0018）の申請書を除」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年9月4日、本件開示請求に対し、「更新の占用申請がなかったため。」との理由を付して行政文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年9月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、同年10月3日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び再反論書の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 水道引込管の占用更新の道路占用申請書については、占用期間満了後の占用期間の更新手続において豊中市道路占用規則（昭和29年豊中市規則第7号。以下「占用規則」という。）第15条第1項により提出と定められているので不存在を理由とする本件処分は不当である。
- 2 占用規則第15条第1項の規定による更新手続ができていないのは占用規則違反であり、更新手続を行ったうえでの行政文書の開示を求める。

- 3 水道引込管についてその占有者は、市長、上下水道事業管理者及び水道申込者（個人）であり、市長及び上下水道事業管理者については更新が出来ているが、水道申込者については出来ていない。更新手続して、行政文書を開示すべきである。
- 4 水道申込者が個人として市道を占有することについて、重大な損害が生じうることを道路管理者及び上下水道事業管理者は分かっている。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 道路の占有許可とは、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第2項の規定により、水道引込管等の占有許可を受けようとする者が申請書を道路管理者に提出し、同条第1項の規定により、道路管理者より許可を受けるものである。
- 2 占有の更新申請とは、占有規則第15条第1項の規定により、占有許可の期間が満了した後に、継続して許可を受けようとする者から申請される、更新手続のための許可申請である。
- 3 水道引込管に係る占有期間更新の道路占有申請書は、平成27年度に1件存在したが、本件開示請求は当該申請を除くとするものであったため、行政文書不存在としたものである。
- 4 審査請求人は、占有規則第15条第1項の規定による更新手続ができていないのは占有規則違反である旨主張するが、本件審査請求の対象となる処分は、平成29年9月4日付け豊基管第138号により実施機関が行った、行政文書不存在による不開示決定処分であり、本件審査請求の対象ではない事務手続に関する主張は失当である。
- 5 以上のとおり、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものであるから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。
- 6 なお、水道本管及び引込管並びに下水本管及び引込管について、占有者である上下水道局から占有期間更新の申請がなされていなかったことから、適正化されるよう平成26年度に上下水道局と協議に入り、平成28年度、水道本管並びに下水本管及び引込管の占有期間更新申請が提出され占有許可をした。しかしながら、水道引込管については、個人が所有していることから調整に時間を要しているが、平成30年度に上下水道局から占有期間更新申請が提出されるよう現在協議中である。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例において開示請求の対象となる行政文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、実施機関が保有していないものについては、開示することはできない。ただし、情報公開制度の適正な運用のためには、行政文書が適切に作成及び保存されなければならないことはいうまでもない。

2 本件審査請求について

審査請求人は、水道引込管の占用更新の道路占用申請書については、占用期間の更新手続の際に占用規則第15条第1項の規定により提出する旨定められているのに、文書が存在しないとされた本件処分は不当であるとして審査請求を行ったものである。これに対して実施機関は、水道引込管に係る占用規則第15条第1項の規定による占用期間更新の道路占用申請書は、平成27年度に1件存在しただけであり、本件開示請求は当該申請を除くとするものであったため、不存在とした旨を主張している。このような場合、当該行政文書が存在するのに実施機関が敢えてこれが存在しないとしていることを疑わせる特段の事情のない限り、当該行政文書については、実施機関は保有していないものと判断するのが相当である。

実施機関における水道引込管に係る道路の占用期間更新手続が適切になされているか否かはともかくとして、実施機関の説明からは、当該行政文書が存在すると疑わせる特段の事情があるとはいえず、当該行政文書が存在しない以上は、本件処分が不当又は違法であるとはいえない。

3 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

第七 審査会の意見

審査会は、条例に基づく不開示等決定に対する審査請求について、審査庁からの諮問を受けてその是非を審査する機関であって、実施機関が行う事務手続について審査する機関ではない。しかしながら、条例は、市の諸活動についての説明責任を果たし、市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民から信頼される開かれた行政を推進することを目的としており、この観点から本件審査請求の契機となった事務手続について意見を述べる。

本件審査請求は、水道引込管に係る占用期間更新の道路占用申請書について、占用期間の更新の際に占用規則第15条第1項の規定により提出すべきものと定められているにもかかわらず、提出がなされていないのは不当であるとの審査請求人の主張に基づいて行われている。当該主張そのものは、本件不開示決定に係る審査会の判断に影響を及ぼすものではないが、占用期間が経過しているにもかかわらず、実施機関が占用期間更新に係る道路占用申請書を保有していないことは、事務手続の透明性を高めるとの条例の趣旨に照らして問題があると言わざるを得ない。実施機関は、現在行っている上下水道局との

協議を進め、手続の適正化を図るべきである。

平成30年（2018年）9月12日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史